

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

規則 福島県農業共済組合検査規則の一部を改正する規則 四五

### 告 示

○土地改良区の定款の変更を認可した件 四五

○道路の区域を変更する件五件 四五

○道路の供用を開始する件四件 四七

### 公 告

○土地改良区の役員が退任した旨届出があった件 四八

○土地改良区連合の役員が退任した旨届出があった件 四八

## 規 則

福島県農業共済組合検査規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年七月五日

福島県知事 内堀雅雄

### 福島県規則第五十八号

#### 福島県農業共済組合検査規則の一部を改正する規則

福島県農業共済組合検査規則（昭和五十九年福島県規則第五十号）の一部を次のよう  
に改正する。

第十三条を削り、第十四条を第十三条とする。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（農業経済課）

## 告 示

### 福島県告示第四百四十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、南相馬  
土地改良区から平成二十八年五月十二日付けで申請のあった定款の変更について、同年  
六月二十八日認可した。

平成二十八年七月五日

福島県知事 内堀雅雄  
（農村計画課）

### 福島県告示第四百四十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道につい  
て道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画  
課及び福島県相双建設事務所平成二十八年七月五日から二週間一般の縦覧に供する。  
平成二十八年七月五日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更 別	敷地の幅員 (メートル)	延 長
県道鳥崎 江垂線	南相馬市鹿島区鳥崎字 前谷地二八番一地先か ら	変更前	一七・〇 一七・五	七六・五
	同 市鹿島区鳥崎字 前谷地二八番一地先ま で	変更後	一七・五 二五・四	七六・五

（道路計画課）

### 福島県告示第四百四十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道につい  
て道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画  
課及び福島県相双建設事務所平成二十八年七月五日から二週間一般の縦覧に供する。  
平成二十八年七月五日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更 別	敷地の幅員 (メートル)	延 長

県道原町 海老相馬 線	南相馬市鹿島区鳥崎字 添越一八一番地先から 同 市鹿島区南海老 字中屋敷一三番地先ま で	変更前 一三・〇〇 四四・〇〇	変更後 一三・〇〇 一五三・五〇	二、四二七・三 二、四二七・三
-------------------	--	-----------------------	------------------------	--------------------

(道路計画課)

福島県告示第四百四十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所平成二十八年七月五日から二週間一般の縦覧に供する。  
平成二十八年七月五日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の 変更 後 別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道小良 ヶ浜野上 線	双葉郡大熊町大字熊川 字八坂二七四番二地先 から 同 郡同 町大字熊川 字久麻川二三九番一 地 先まで	変更前 A 六・四〇 B 二〇・〇〇 変更後 A 六・四〇 B 一・〇〇	敷地の幅員 (メートル) A 六・四〇 B 一・〇〇	延 長 (メートル) 五八〇・四 五九六・八

(道路計画課)

福島県告示第四百四十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所平成二十八年七月五日から二週間一般の縦覧に供する。  
平成二十八年七月五日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の 変更 後 別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道広野 小高線	双葉郡大熊町大字熊川 字八坂二七四番二地先 から 同 郡同 町大字小入 野字東平一三一番一 地 先まで	変更前 A 三・〇〇 B 三〇・〇〇 変更後 A 三・〇〇 B 一〇・〇〇	敷地の幅員 (メートル) A 三・〇〇 B 一〇・〇〇	延 長 (メートル) 二、二二七・六 一、六六〇・〇

(道路計画課)

福島県告示第四百四十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所平成二十八年七月五日から二週間一般の縦覧に供する。  
平成二十八年七月五日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の 変更 後 別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道いわ き石川線	いわき市常磐湯本町八 仙無番地先から 同 市常磐湯本町三 函二八七番四地先まで いわき市常磐湯本町台 ノ山四三番一地先から 同 市常磐湯本町三 函二八七番四地先まで いわき市常磐湯本町台 ノ山四三番一地先から 同 市常磐湯本町八 仙無番地先まで	変更前 A 一三・〇〇 B 一七・八〇 C 九・六〇 変更後 A 一三・〇〇 B 一七・八〇 C 三〇・八〇	敷地の幅員 (メートル) A 一三・〇〇 B 一七・八〇 C 九・六〇	延 長 (メートル) 二〇七・九 五一一・〇 二七五・〇

いわき市常磐湯本町八 仙無番地先から 同 市常磐湯本町三 函二八七番四地先まで いわき市常磐湯本町八 仙八番一五地先から 同 市常磐湯本町三 函二八七番四地先まで いわき市常磐湯本町台 ノ山四三番一地先から 同 市常磐湯本町八 仙無番地先まで	変更後	A 一三・〇〇 四一・〇〇	二〇七・九
		B 一一・〇〇 四一・〇〇	一三六・〇
		C 九・六〇 六四・五〇	二七五・〇

(道路計画課)

**福島県告示第四百四十七号**  
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所平成二十八年七月五日から二週間一般の縦覧に供する。  
 平成二十八年七月五日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道小良ヶ浜野上線	双葉郡大熊町大字熊川字久麻川四 六七番一地先から 同 郡同 町大字熊川字久麻川二 三九番一地先まで	平成二十八年七月五日

(道路計画課)

**福島県告示第四百四十八号**  
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所平成二十八年七月五日から二週間一般の縦覧に供する。  
 平成二十八年七月五日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道広野小高線	双葉郡大熊町大字夫沢字東台一五 一番一地先から 同 郡同 町大字夫沢字東台一一 一番地先まで	平成二十八年七月五日

(道路計画課)

**福島県告示第四百四十九号**  
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所平成二十八年七月五日から二週間一般の縦覧に供する。  
 平成二十八年七月五日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道広野小高線	双葉郡大熊町大字熊川字久麻川四 一四番一地先から 同 郡同 町大字小入野字東平一 三二番一地先まで	平成二十八年七月五日

(道路計画課)

**福島県告示第四百五十号**  
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所平成二十八年七月五日から二週間一般の縦覧に供する。  
 平成二十八年七月五日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道いわき石川線	いわき市常磐湯本町八仙八番一五 地先から 同 市常磐湯本町三函二八七番 四地先まで	平成二十八年七月九日

公 告

(道路計画課)

公告第七十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨届出があった。  
平成二十八年七月五日

福島県知事 内堀 雅 雄

土地改良区の名称

猪苗代町土地改良区

退任した役員

役別 氏名

住所

理事 大堀 芳輝 耶麻郡猪苗代町字中町五五二七番地

(農村計画課)

公告第七十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十四条において準用する同法第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区連合の役員が退任した旨届出があった。  
平成二十八年七月五日

福島県知事 内堀 雅 雄

土地改良区の名称

会津南部土地改良区連合

退任した役員

役別 氏名

住所

理事 馬場 幹雄 大沼郡会津美里町字大八郷乙六八番地

同 伊藤 守夫 会津若松市北会津町下荒井八一番地

同 山田 利美 大沼郡会津美里町大石字家北二二九六番地

同 高野 源一 会津若松市北会津町西後庵三三〇番地

(農村計画課)